

## 緑化樹の交付について（申請要領）

### 1 交付対象者

#### ○民間の団体等

- ・ 山口市緑化推進費で緑化樹の配布を行います。（※財源は「緑の募金」です。）
- ・ 各自治会、町内会、老人会、青年会、子供会、〇〇ふるさと推進協議会、〇〇区、〇〇の会、〇〇づくり推進員会、〇〇をよくする会、〇〇対策会、〇〇植樹会等
- ・ 代表者が選定されていること。（個人では申請できません。）

※ **公共団体**へは、この説明資料とは別の事業の「公共・公益施設等への緑化木の無償提供」（財やまぐち農林振興公社）での取り組みがあります。しかし、現在のところ低金利に伴う運用益の減少から事業費が縮小しており、各農林水産事務所当たり1箇所（6万円程度）のようです。

- ・ 申請は、事前に希望調査があり、農林政策課が取り次ぎ、山口地区緑化推進協議会を経て公社へ申請となります。
- ・ 対象は、各小中学校、福祉関係、幼稚園、農業施設、給排水施設、公園、地域交流センター等の敷地等の公共施設。
- ・ 代表者は、職務の長。

### 2 交付樹種

- ・ 花木類です。草花は対象ではありません。
- ・ 苗木の種類制限はありません。ただし、一般的に業者が苗木を作っていないなど、手に入らない場合は変更していただくようになりますので、事前に山口市緑化推進協議会（事務局：農林政策課）へ相談願います。（参考樹種は、別紙のとおり。）

### 3 肥料

- ・ 植えつけ時のみ肥料を支給します。
- ・ 量は、こちらで適量を判断します。

### 4 植栽の場所

- ・ 制限はありません。ただし、土地所有者の承諾は必ず得ておく必要があります。
- ※農地に植栽される場合は、転用等の手続きが必要となります。

## 5 本数

- 原則として、一団体につき年間200,000円を限度とする本数（肥料等含む）としますが、予算の範囲内で調整します。また、流通量等により樹種によっては調整させていただく場合があります。

## 6 手続きについて

### (1)申請の方法

#### 【必要なもの】

- 緑化樹交付申請書（別紙）
- 位置図（植栽の場所と範囲を記入したもの。）

※ 配達場所については、目標となる建物などの記入をお願いします。

### (2)植栽後の報告

#### 【必要なもの】

- 緑化樹植栽報告書（植栽後の写真添付）（別紙）

### (3)提出先

山口市緑化推進協議会（事務局：農林政策課）

- 山口支部（山口市農林政策課）
- 小郡支部（山口市小郡総合支所農林課）
- 秋穂支部（山口市秋穂総合支所農林土木課）
- 阿知須支部（山口市阿知須総合支所農林土木課）
- 徳地支部（山口市徳地総合支所農林課）
- 阿東支部（山口市阿東総合支所農林課）

※各地域交流センター及び各分館でも申請書を提出いただくことができます。

## 7 植栽及び植栽樹の管理

- 植栽は、申請者（団体）で行っていただくこととなります。
- 交付、支給するもの以外の植栽の費用は、申請者（団体）の負担となります。
- 植栽された植栽樹の管理は、申請者で責任を持って行っていただきます。この管理にかかる費用は、申請者（団体）の負担となります。

## 8 その他

- 干害で枯れた木については、次年度で補植申請を行うことができます。
- 不明な点は、山口市緑化推進協議会（事務局：農林政策課）（直通083-934-2819）へ問い合わせてください。
- 植栽後の報告に提出いただいた写真を山口市緑化推進協議会の広報活動に使用させていただく場合がありますので、御了承ください。